

災害復旧事業の設計変更協議手続簡素化

以下に掲げる設計変更に伴い、設計変更協議を行う場合は、郵送により申請書類を提出することとすることとし、修正資料等は、メールにより提出することとする。

また、以下に掲げる設計変更以外の案件についても、水管理・国土保全局防災課技術担当と連絡調整の上、郵送による提出を可能とすることとする。

なお、郵送で対応する案件は、東京（水管理・国土保全局防災課）での打合せを不要とすることとする。

1) 単価、歩掛の変更

設計資材単価の変更で工事費の増減額が3割または1,000万円を超える場合。

2) 投棄料の追加等の変更

現地発生土等の投棄料（処分費）の計上及び処分地への運搬距離の精査に関連するもので、「軽微な変更」対象以外の大員同意が必要な設計変更。

3) 合併施行による変更

合併施行による変更のうち、査定時に不採択になったものを申請者の単独費を追加し実施するもの。

※採択区間の工事内容を改良的に変更することなく、不採択になった区間に単独費を投入する場合は合併施行に該当しない。

4) 上記の1)～2)以外であって以下のいずれにも該当しない変更

①ダム本体に係る災害

②地すべり災及び地すべりに関係する災害

③橋梁災

④設計変更の事由が増破に該当するもの

⑤当初決定工事費が4億円以上のもの

⑥当初決定工事費が2千万円を超える工事で、かつ、当初決定工事費に対する増減（単価増減は除く。）が30%を超えるもの